

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 18社

会社名	糸魚川発電(株)、市原パワー(株)、仁賀保高原風力発電(株)、(株)グリーンパワーくずまき、長崎鹿町風力発電(株)、(株)グリーンパワー阿蘇、(株)ジェイウインド田原、(株)ドリームアップ苫前、(株)J P ハイテック、(株)ジェイベック、開発電子技術(株)、(株)電発コール・テックアンド マリン、(株)開発設計コンサルタント、(株)J P リソーシズ、J-POWER AUSTRALIA PTY.LTD.、(株)J P ビジネスサービス、(株)ジェイパワージェネックスキャピタル、J-Power Investment Netherlands B.V.
-----	---

なお、平成 16 年 4 月 1 日に卸電気事業の競争力の強化を目的として、グループ一体となった業務の高度化、コストダウンに向けた取組みを一層強化するため、グループ会社の再編を行いました。この結果、連結子会社のうち、電発ホールディング・カンパニー(株)は当社に吸収合併し、電発産業(株)は、(株)開発計算センターを合併し(株)J P ビジネスサービスに、開発工事(株)は、(株)電発環境緑化センターの補償部門、開発電気(株)の水力・送電・変電部門を吸収し(株)J P ハイテックに、開発電気(株)は、(株)電発環境緑化センターの環境緑化部門と(株)電発コール・テック アンド マリンの発電所揚運炭・石炭海上輸送部門を吸収し(株)ジェイベックに社名変更いたしました。(株)電発環境緑化センターは、上記再編に伴い、平成 16 年 4 月 5 日に解散決議を行い、平成 16 年 6 月 14 日付で清算終了しております。

また、当中間連結会計期間より中・長期の経営戦略上の重要な会社として、市原パワー(株)、仁賀保高原風力発電(株)、(株)グリーンパワーくずまき、長崎鹿町風力発電(株)、(株)グリーンパワー阿蘇、(株)ジェイウインド田原、(株)ドリームアップ苫前、(株)ジェイパワージェネックスキャピタルを連結子会社に含めました。

連結の範囲から除外した非連結子会社(日本ネットワーク・エンジニアリング(株)他)は、その合計の総資産、売上高、中間純損益、利益剰余金等の規模等からみて、これらを連結の範囲から除いても、中間連結財務諸表に及ぼす影響に重要性が乏しいものであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社 12社

会社名	Gulf Electric Public Co.,Ltd.、Gulf Cogeneration Co.,Ltd.、Gulf Power Generation Co.,Ltd.、Nong Khae Cogeneration Co.,Ltd.、Samutprakarn Cogeneration Co.,Ltd.、Gulf Yala Green Co.,Ltd.、Trang Biomass Co.,Ltd.、Thaioil Power Co.,Ltd.、Independent Power (Thailand) Co.,Ltd.、SEC HoldCo, S.A.、嘉恵電力股分有限公司、(株)ジェネックス
-----	---

なお、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表に与える影響に重要性が増した(株)ジェネックスを持分法適用の関連会社を含めました。

持分法を適用していない非連結子会社(日本ネットワーク・エンジニアリング(株)他)及び関連会社(西九州共同港湾(株)他)は、それぞれ中間連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しました。

上記、持分法適用会社のうち(株)ジェネックスを除く 11 社については、中間決算日が中間連結決算日と異なるため、各社の中間会計期間に係る中間財務諸表を使用しております。

### 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、J-POEWR AUSTRALIA PTY.LTD. (旧 EPDC (Australia) Pty. Ltd.)、糸魚川発電(株)及び J-Power Investment Netherlands B.V.を除きすべて中間連結決算日と一致しております。

なお、J-POWER AUSTRALIA PTY.LTD. (旧 EPDC (Australia) Pty. Ltd.) 及び J-Power Investment Netherlands B.V.の中間決算日は 6 月 30 日、糸魚川発電(株)の中間決算日は 8 月 31 日であり、同日現在の財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 長期投資(満期保有目的の債券)

償却原価法(定額法)を採用しております。

##### ロ. 長期投資(その他有価証券)

時価のある有価証券は、中間決算日の市場価格による時価法(売却原価は移動平均法)により評価し、その評価差額は全部資本直入法によっております。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっております。

##### ハ. 運用目的の金銭の信託

時価法

##### ニ. たな卸資産

評価基準...原価法

評価方法...特殊品については個別法、その他の貯蔵品については月総平均法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．償却方法

・有形固定資産

建物及び構築物並びに機械装置は定率法、その他は定額法によっております。

但し、松浦火力発電所及び橘湾火力発電所については、公害防止用機械装置を除き定額法によっております。

・無形固定資産

定額法によっております。

また、無形固定資産のうち自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ロ．耐用年数

法人税法に定める耐用年数によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

売上債権等の貸倒れに備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、主として発生した年度から2年間で定率法、また、過去勤務債務は、主として発生時から2年間で定額法により費用処理しております。

ハ．湯水準備引当金

湯水による損失に備えるため、電気事業法第36条の規定により「湯水準備引当金に関する省令」(昭和40年通商産業省令第56号)に基づき計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース取引物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当て処理の要件を充たしている場合には振当て処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

a．ヘッジ手段

為替予約、通貨スワップ

ヘッジ対象

外貨建社債、借入金の元利金支払額

b．ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

社債、借入金の元利金支払額

c．ヘッジ手段

燃料価格に関するスワップ

ヘッジ対象

燃料購入に係る取引の一部

ハ．ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替変動、金利変動及び燃料購入価格変動によるリスクを回避することを目的として実施するものであり、投機的な取引は行わない方針であります。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較してヘッジの有効性を評価しております。ただし、振当て処理によっている為替予約及び通貨スワップ、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(6) 借入金利子の資産取得原価算入

親会社は、電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子について、電気事業会計規則（昭和 40 年通商産業省令第 57 号）に基づき、当該資産の建設価額に算入しております。

(7) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5．中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。